

# 入札説明書

## 「那賀浄化センター等運転監視及び維持管理業務」

那賀浄化センター等運転監視及び維持管理業務の委託契約に係る競争入札の取扱については、この説明書の定めるところによるものとする。

### 1 入札手続

- (1) 入札は、様式1に定める入札書を作成し、記名押印のうえ、封筒に入れ封印し、事業年度、番号、業務の名称、業務の場所及び入札者の氏名又は社名（共同体の場合は共同体名）を表示して、所定の時刻までに入札会場に入室し、入札担当者の指示に従い自ら入札箱に投入しなければならない。ただし、入札者は1名とする。なお、郵便、電信による入札は認めない。
- (2) 代理人が入札する場合は、様式2に定める委任状を入札前までに代理人が持参して提出すること。なお、この場合の入札書には、入札者の住所、氏名欄に、本人の住所、氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）を記載し、「上記代理人」と代理人であることの表示及び「代理人の氏名」を記載して当該代理人の押印をすること。
- (3) 入札は、総価においてすること。
- (4) 入札書の入札金額は訂正することができない。
- (5) 入札書を入札箱に投入した後は、いかなる理由があっても、入札書の書換え、引替え、撤回をすることができない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (8) 入札開始時刻までに、入札会場に入室しない場合は、辞退と見なす。

### 2 入札の延期又は取り止め

天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し又は取り止めることがある。

### 3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかった入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 入札者が同一事項の入札について他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 入札者の記名押印、代理人が入札する場合の代理人の記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 4 入札

入札は、3回まで行います。再度入札、再入札を行う場合があるのでその準備が必要です。

#### 5 落札者の決定方法

予定価格（消費税及び地方消費税の額を除く。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

#### 6 くじによる落札者の決定

落札者となるべき価格と同価格の入札した者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、くじの対象となった入札者は、くじ引きを辞退することはできない。

#### 7 その他の必要事項

- (1) 落札者は、入札執行者から交付された契約書の案に記名押印し、交付を受けた日から起算して5日以内にこれを入札執行者に提出しなければならない。この場合、落札者が書面によりその延期を申し出た場合において、やむを得ないと認められるときは、この期限を延長することができる。
- (2) 前号において、主たる営業所以外のその他の営業所名で入札参加資格審査結果の通知を受けた事業者が落札し、契約を締結する場合は、通知を受けた営業所以外の営業所名で契約を締結することができない。
- (3) 落札者が7の(1)に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、その効力を失う。
- (4) 落札者は、入札公告に記載する履行期間開始日から円滑に業務を行うことができるように、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担すること。

#### 8 注意事項

入札室内において、携帯電話を使用するなど、入札の適正な執行に支障をきたす行為をした者については、退室を命じ、その者の入札を無効とすることがある。

#### 9 各種様式

入札書、委任状等の様式は別紙のとおりとする。

#### 10 現場視察

現場説明会は開催しないので、各自現場を視察すること。なお、現場入場にあたっては、あらかじめ下記に連絡すること。

公益財団法人和歌山県下水道公社 那賀浄化センター  
〒649-6245 和歌山県岩出市中島1170番地  
電話番号 0736-63-4600  
FAX番号 0736-63-4700